

草加市役所エコ計画

—第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—

令和2年（2020年）3月

草 加 市

目 次

第1章	計画策定の趣旨とこれまでの経緯	1
1	策定の趣旨	1
2	地球温暖化対策の現状	2
3	前計画の評価	4
第2章	計画の基本的事項	5
1	計画の目的	5
2	計画の位置付け	5
3	計画の期間	5
4	計画の対象範囲	6
第3章	温室効果ガスの排出量	7
1	温室効果ガス排出量の経年推移	7
2	ガス別排出量	8
3	部門別排出量	9
第4章	温室効果ガスの削減目標	10
1	基本方針	10
2	温室効果ガスの削減目標	11
第5章	温室効果ガス削減の取組	12
1	職員共通の取組	12
2	庁舎・施設管理等での取組	14
3	公共工事での取組	15
4	事務局の取組	16
第6章	計画の推進	17
1	推進体制	17
2	目標値の達成度評価・見直し	19
3	計画の実施状況の公表	19
巻末資料1	草加市行政組織図（令和元年10月1日現在）	20
巻末資料2	事務事業編の対象とする範囲	22
巻末資料3	持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標	28

第1章 計画策定の趣旨とこれまでの経緯

1 策定の趣旨

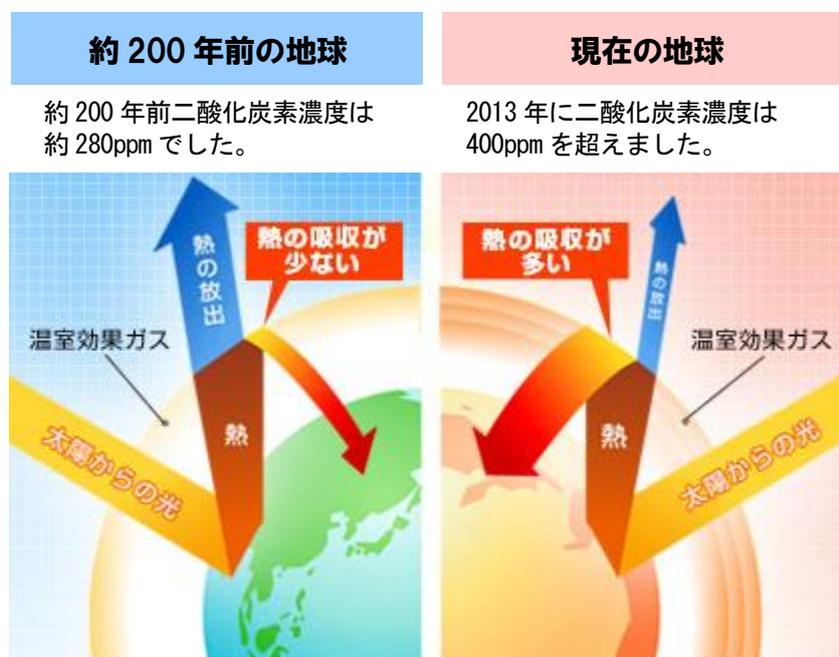
平成26年(2014年)に国際機関である「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は『気候システムの温暖化については疑う余地がない』と発表し、平成30年(2018年)には、パリ協定における1.5℃への言及や、予測される気候変動、潜在的な影響、関連するリスク等について「1.5℃特別報告書」が発表されました。

我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条において、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画を策定し、自らの事務及び事業活動に伴って排出する温室効果ガスをより計画的かつ効率的に削減していくことを義務付けています。

これを受けて、草加市(以下「本市」といいます。)では、平成28年(2016年)3月に「第三次草加市環境にやさしい庁内率先実行計画(エコ計画)」を策定し、市の職員一人ひとりが省エネや省資源などに率先して取り組むことで、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。

この実行計画の計画期間が終了することから、新たな実行計画を策定し、温室効果ガス削減に向けた取組を一層効果的・効率的に推進・展開していくこととしました。

図表1 地球温暖化の仕組み



地球温暖化とは、経済活動等によって発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により、地球表面の大気平均温度が上昇することをいいます。

近年、地球温暖化の影響は、熱波や干ばつ、洪水、台風、山火事などの自然災害の増加となって現れています。これまで以上の対策を講じない場合には、2100年における世界平均地上気温が、産業革命前の水準と比べて最大で約5℃上昇するといわれています。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に係る安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つです。近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地に表れており、今後も長期にわたり拡大する恐れがあります。

平成 27 年（2015 年）に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）においては、参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えることを目標とした「パリ協定」が採択されました。

また、「パリ協定」の採択を受け、平成 28 年（2016 年）5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、同計画では、「平成 25 年度（2013 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までに 26%の温室効果ガスを削減する」ことを目標としており、業務その他部門においては「令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比約 40%削減」とする温室効果ガス削減目標を掲げています。

この削減目標を達成するために、地方公共団体はこれまで以上に温室効果ガスの削減が求められています。本市における新たな実行計画の策定により、国の目標に見合った削減目標を設定し、2030 年度に向けて本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を効果的に進めていくことが重要となっており、環境施策の推進にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れ、環境面からだけでなく経済面及び社会面から総合的なアプローチをすることで、持続可能な社会の実現や地域循環共生圏の形成をめざした環境課題を中心とする地域課題の解決に取り組む必要があります。

図表 2 本市における地球温暖化防止に向けた取組の経緯

年 月	取 組
平成 11 年 6 月	草加市環境共生都市宣言
平成 12 年 3 月	草加市環境基本条例制定
	草加市環境基本計画策定
平成 12 年 4 月	草加市環境にやさしい庁内率先実行計画（エコ計画）策定
平成 17 年 3 月	草加市環境基本計画（第 2 版）策定
平成 18 年 4 月	草加市環境にやさしい庁内率先実行計画（エコ計画）改定
平成 20 年 2 月	草加市地域省エネルギービジョン策定
平成 22 年 3 月	草加市環境基本計画（第 3 版）策定
平成 23 年 4 月	（第二次）草加市環境にやさしい庁内率先実行計画（エコ計画）策定
平成 24 年 3 月	草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
平成 28 年 3 月	第二次草加市環境基本計画策定
	※草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を含む 第三次草加市環境にやさしい庁内率先実行計画策定
令和 2 年 3 月	第二次草加市環境基本計画改定（第二版）
	※草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を含む 草加市役所エコ計画—第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—策定

■コラム：持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすものとして採択されました。このアジェンダ（行動計画）は、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの具体的な目標を掲げ、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる世界共通の統合的取組です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています（巻末資料3 参照）。

草加市役所エコ計画―第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）―（エコ計画）は、第二次草加市環境基本計画（第二版）における「低炭素社会の推進」について、市内最大級の事業所である市の事務事業の面から達成するための計画です。本計画は17のゴールのうち主に「7 エネルギー」「9 インフラ、産業化、イノベーション」「12 持続可能な生産と消費」「13 気候変動」と関連することから、これらのゴールと相互に関係する課題の解決に向けた取組により、SDGsに貢献しようとするものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



本市は、市役所自らが環境配慮を实践する市内最大級の事業所として、地球温暖化対策に取り組んでおり、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガス排出量の削減を進めてきました。計画期間における温室効果ガス排出量の推移状況は順調な削減傾向にあります。

平成30年度（2018年度）における温室効果ガス排出量は19,920t-CO₂であり、基準年度である平成26年度（2014年度）における温室効果ガス排出量25,068t-CO₂と比較して、5,148t-CO₂（-20.54%）削減しており、目標の「平成26年度（2014年度）を基準に毎年度1%削減」を達成しました。

温室効果ガス排出量は、都市照明をLEDへと更新を行ったため、基準年度（平成26年度）と比べて減少しています。また、平成28年度（2016年度）には、第二庁舎の建て替えに伴う設備の高効率化により、業務の実施に際してのエネルギー効率が上がったためと考えられます。

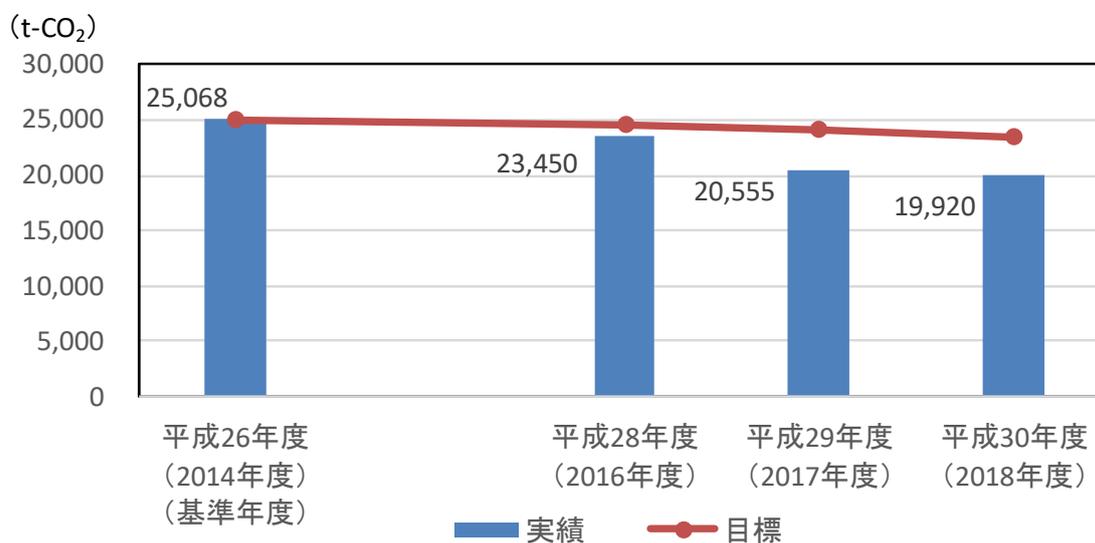
図表4 温室効果ガス排出量の推移

年 度	実 績	目 標	削 減 量
平成26年度 (2014年度) (基準年度)	25,068 t -CO ₂	—	—
平成28年度 (2016年度)	23,450 t -CO ₂	24,637 t -CO ₂	1,618 t -CO ₂ (-6.45%)
平成29年度 (2017年度)	20,555 t -CO ₂	24,006 t -CO ₂	4,513 t -CO ₂ (-18.00%)
平成30年度 (2018年度)	19,920 t -CO ₂	23,374 t -CO ₂	5,148 t -CO ₂ (-20.54%)

注. 削減量は、基準年度（平成26年度（2014年度））と当該年度の差分を示します。

資料：「草加の環境2018」（平成31年（2019年）1月：草加市市民生活部環境課）

図表5 温室効果ガス排出量の目標と実績の比較



第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

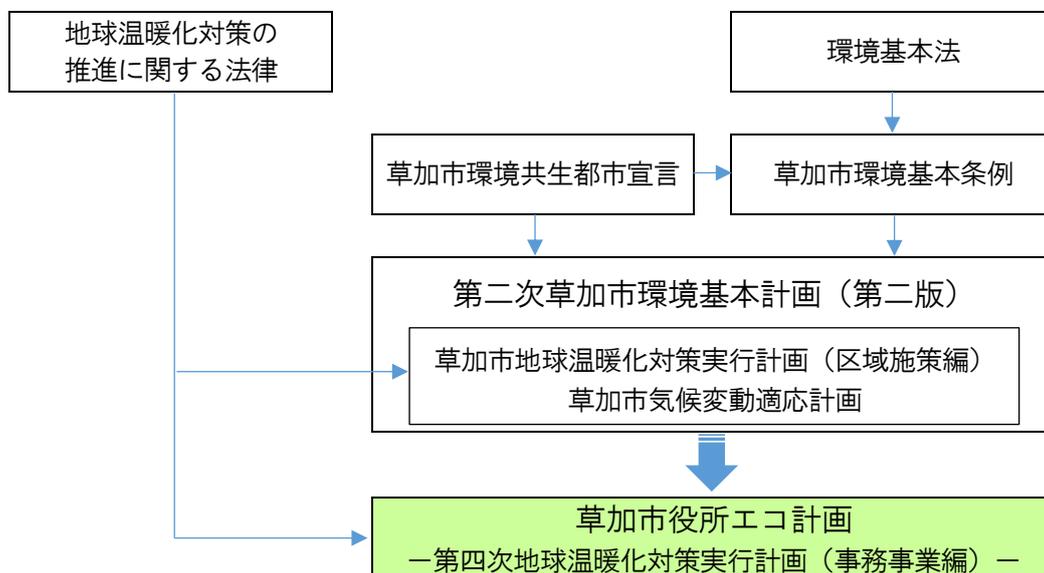
今回策定した「草加市役所エコ計画－第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」（以下「エコ計画」といいます。）は、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減し、環境への負荷の低減に努めることにより、「環境にやさしいオフィス草加市役所」を実現することを目的とします。

2 計画の位置付け

エコ計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための計画である地方公共団体実行計画（事務事業編）としての内容となっています。

また、エコ計画は、平成11年（1999年）6月に制定した「草加市環境共生都市宣言」の実現に向け、令和2年（2020年）3月に改定した「第二次草加市環境基本計画（第二版）（草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び草加市気候変動適応計画を包含）」を推進するための実行計画として位置付けます。

図表6 計画の位置付け



3 計画の期間

計画の期間 : 令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）の4年間
計画の基準年度 : 平成25年度（2013年度）

(1) 対象とする組織の範囲

○対象範囲 市が実施する事務・事業全般

対象とする組織は、市の事務事業及び全施設（小中学校を含む。）を対象とします（巻末資料参照）。

一部事務組合である草加八潮消防組合（消防局・消防署）と東埼玉資源環境組合（ごみ焼却処理）は対象外とします。また指定管理者施設、委託施設、市の施設に入居し電気料金等を市が負担するテナント（自動販売機等を含む）等については、所管課を通じてエネルギー等の使用状況を把握することとし、委託仕様書等に明記します。国立民営施設及び市営住宅、高年者入所施設等の入居者が使用するエネルギーについては対象外とします。

※テナント等から使用料の納付があっても、電気使用料を市が一括して支払うものは対象です（いわゆる子メーターを設置するもの）。テナント等が直接電力会社から電力供給を受けている場合は対象外です。

(2) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定されている7種類のうち、①二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

図表7 対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源	
①二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。	
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、麻酔剤（笑気ガス）の使用等により排出される。	
④ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。	

第3章 温室効果ガスの排出量

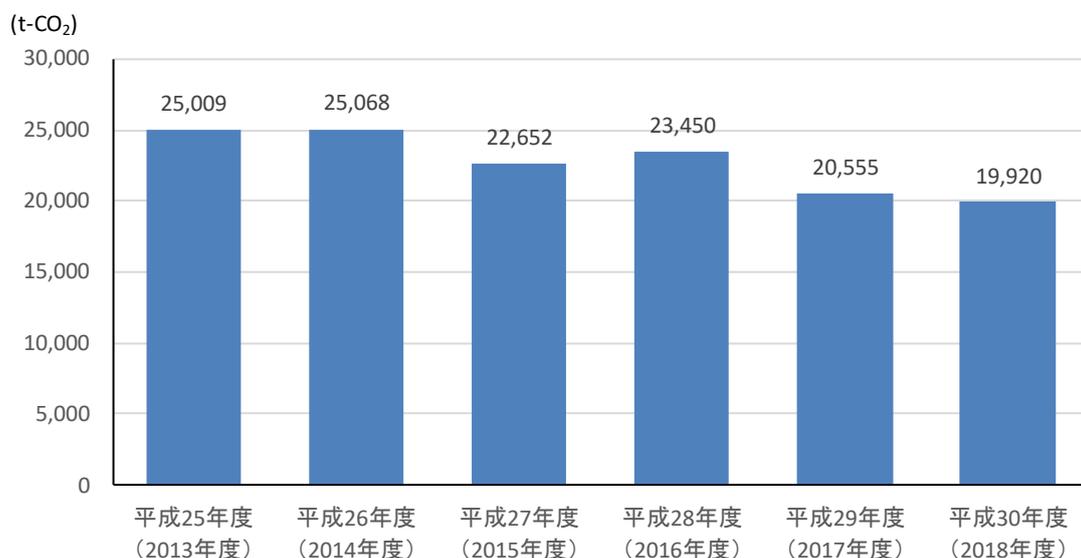
1 温室効果ガス排出量の経年推移

平成30年度（2018年度）の温室効果ガス排出量は19,920 t-CO₂であり、基準年度である平成25年度（2013年度）の温室効果ガス排出量である25,009 t-CO₂と比較して、温室効果ガスを5,089 t-CO₂（20.3%）削減しています。

図表8 温室効果ガス排出量の経年推移

ガス	項目	年間温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)					
		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
CO ₂	燃料の使用						
	ガソリン	149	182	150	151	163	170
	灯油	225	211	187	191	206	224
	軽油	55	62	61	68	60	65
	A重油	28	26	24	38	18	27
	プロパンガス	353	340	341	346	380	350
	都市ガス	3,431	3,107	2,711	2,793	2,755	2,806
	電気	20,743	21,116	19,155	19,842	16,951	16,253
上下水道	1	1	1	1	1	1	
CH ₄	燃料の使用	9	9	9	9	9	9
N ₂ O	燃料の使用	16	15	12	13	13	13
合計		25,009	25,068	22,652	23,450	20,555	19,920

注. 項目ごとに小数点以下を丸めた値を記載しているため、積算後に小数点以下を丸めている合計値と値が合わないことがあります。



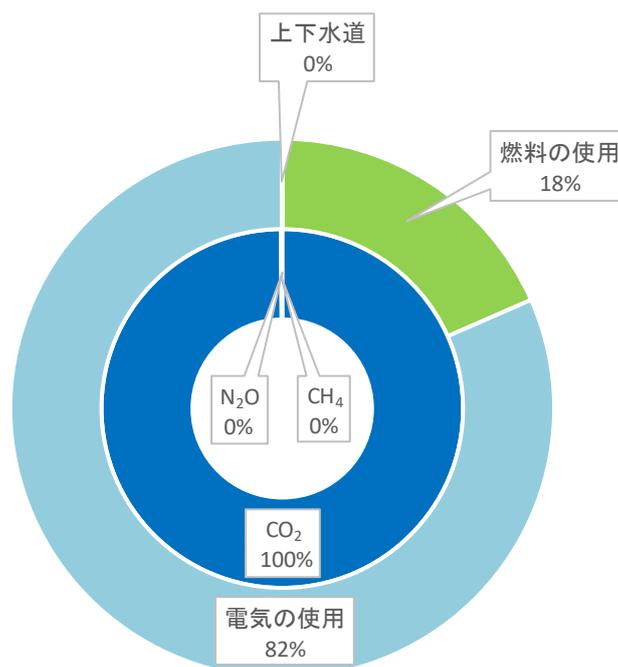
平成 30 年度（2018 年度）の温室効果ガス排出量は 19,920 t-CO₂ であり、温室効果ガス排出量のうち二酸化炭素（CO₂）が 100%を占めています。また、排出量全体の 82%が電気の使用に伴うものとなっており、残りの 18%が燃料の使用に伴うものとなっています。

図表 9 温室効果ガス排出量（平成 30 年度（2018 年度））

（単位：t-CO₂）

ガス	項目		平成 30 年度（2018 年度）	
			排出量	比率
CO ₂	燃料の使用	ガソリン	170	1%
		灯油	224	1%
		軽油	65	0%
		A 重油	27	0%
		プロパンガス	350	2%
		都市ガス	2,806	14%
		電気	16,253	82%
	上下水道	1	0%	
CH ₄	燃料の使用	9	0%	
N ₂ O	燃料の使用	13	0%	
合 計			19,920	100%

注. 項目ごとに小数点以下を丸めた値を記載しているため、積算後に小数点以下を丸めている合計値と値が合わないことがあります。



3

部門別排出量

平成30年度（2018年度）の温室効果ガス排出量を部門別にみると、市長部局が9,751 t-CO₂（全体の49%）、市立病院が5,031 t-CO₂（全体の25%）、教育委員会事務局が5,138 t-CO₂（全体の26%）であり、市長部局が約1/2、市立病院と教育委員会事務局が約1/4ずつとなっています。

各部門からの排出量のほとんどは電気の使用によるものです。このうち、市長部局からの排出量は90%以上が電気の使用によるものであるのに対し、市立病院は都市ガスの使用、教育委員会事務局はプロパンガスと都市ガスの使用によるものが多くなっています。

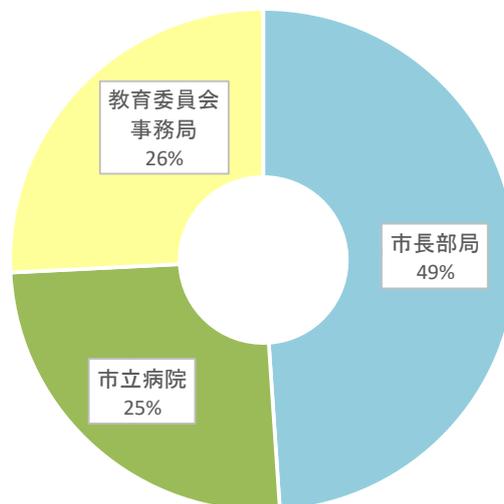
図表10 温室効果ガス排出量（平成30年度（2018年度））

（単位：t-CO₂）

ガス	項目	合計		市長部局		市立病院		教育委員会事務局		
		排出量	比率	排出量	比率	排出量	比率	排出量	比率	
CO ₂	燃料の使用	ガソリン	170	0.9%	162	1.7%	2	0.0%	7	0.1%
		灯油	224	1.1%	0	0.0%	10	0.2%	214	4.2%
		軽油	65	0.3%	65	0.7%	—	—	—	—
		A重油	27	0.1%	27	0.3%	—	—	—	—
		プロパンガス	350	1.8%	70	0.7%	—	—	280	5.5%
		都市ガス	2,806	14.1%	262	2.7%	1,809	36.0%	735	14.3%
	電気	16,253	81.6%	9,160	93.9%	3,198	63.6%	3,895	75.8%	
	上下水道	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	
CH ₄	燃料の使用	9	0.0%	1	0.0%	5	0.1%	3	0.1%	
N ₂ O	燃料の使用	13	0.0%	2	0.0%	7	0.1%	4	0.1%	
合計		19,920	100%	9,751	100%	5,031	100%	5,138	100%	
比率（部門別）		100%		49%		25%		26%		

注. 項目ごとに小数点以下を丸めた値を記載しているため、積算後に小数点以下を丸めている合計値と値が合わないことがあります。

注. 燃料使用量等がなく、排出量がない項目については（－）として記載しています。



第4章 温室効果ガスの削減目標

1 基本方針

国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減の目標として地方自治体が含まれる「業務その他部門」の削減目標は基準年度比約40%削減を掲げています。

このため、自治体における地球温暖化対策の取組は、これまで以上にエネルギー使用の合理化などに努めることが求められています。これらを考慮して、エコ計画においては、温室効果ガスの削減に向けて次のとおり基本方針を定めます。

1. 部局（実行部門）ごとの目標の明確化

本市は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」といいます。）における特定事業者に指定され、努力目標として、中長期的に見て年平均1%以上（原単位当たり）のエネルギー使用量の低減が求められています。

温室効果ガス排出量の削減のため、市役所全体の目標を設定するだけでなく、この全体目標を基に各部局における目標を設定します。また、部局（実行部門）ごとに目標管理と削減に向けた取組を行う仕組みを構築します。

2. 最新の技術及び手法の導入による再生可能エネルギー・省エネルギー設備の活用

市の施設へ計画的に再生可能エネルギーや省エネルギー設備を導入することで温室効果ガスの排出削減を図ります。導入の際は、最新の技術について情報を収集し、温室効果ガスの排出削減効果だけでなく、エネルギー調達や経費負担等についても十分に検討します。

また、電力供給事業者を変更する際は、排出係数の低い電力事業者の選択に努めます。

3. 実行計画と環境マネジメントシステム等の一体的運用と進捗管理

エコ計画の取組状況を把握できるようにするため、環境マネジメントシステム（EMS）については、その位置付けを整理し、実行計画の進捗管理ツールとして一体的に運用できるようにします。このとき、環境マネジメントシステムは、「草加市環境マネジメントマニュアル」の内容から逸脱することがないように注意するとともに、市の職員が省エネのために率先して取組を実践できる仕組みを構築します。

4. 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点の導入

温室効果ガスの総排出量の削減に効果的な脱炭素化に向けた新たな取組について、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れ、経済面及び社会面を含めて検討を進め、総排出量の削減を図ります。

基準年度である平成 25 年度（2013 年度）の温室効果ガス排出量は 25,009 t-CO₂ であり、また、現況年度である平成 30 年度（2018 年度）の温室効果ガス排出量は 19,920 t-CO₂ でした。

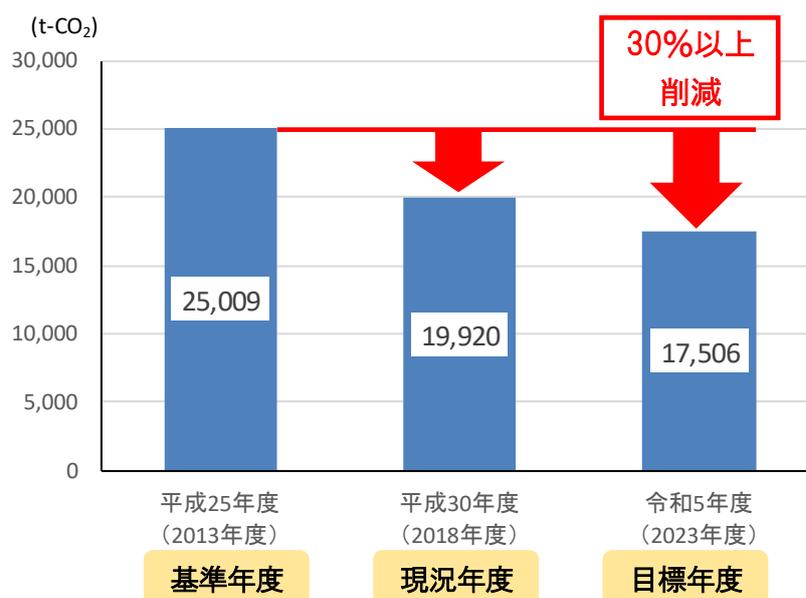
エコ計画では、計画期間（令和 2 年度～令和 5 年度、2020 年度～2023 年度）の 4 年間に、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）と比較して温室効果ガス排出量を 30%以上削減することを目標とします。

なお、現況年度である平成 30 年度（2018 年度）との比較では 10%以上削減することを目標とします。

目 標

平成 25 年度（2013 年度）比で
令和 5 年度（2023 年度）までに 30%以上削減

図表 11 計画期間における温室効果ガス削減目標



※計画期間中の温室効果ガス排出量の算出にあたり、電気の使用に伴う排出係数は毎年度変更することとします。地方公共団体の実行計画は、省エネ法に準拠していることが多く、省エネ法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告を行う場合、他人から供給された電気の使用（購入電力）に伴う温室効果ガス排出量は、当該年度の電気の使用量に、当該年度の前年度の実排出係数を乗じて算出しています。

第5章 温室効果ガス削減の取組

1

職員共通の取組



温室効果ガスの排出抑制のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、エコ計画でも、前計画に引き続き以下に示す取組を励行します。

【省エネ行動に関する取組】

項目	取組内容
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み・時間外における不要箇所の消灯を徹底する。 ・ トイレ・給湯室・書庫等の照明は使用後の消灯を徹底する。 ・ 作業灯スイッチを色分け表示するなど、不要な照明は使用しない工夫をする。 ・ 可能な範囲で照明の間引きを行う。
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季以外の給湯期間を短縮する。 ・ 可能な限り冷房時は室温を28℃、暖房時は室温を20℃に設定するとともに、運転時間もできるだけ短縮する。 ・ クールビズやウォームビズを推進する。 ・ ブラインドやカーテン等を有効活用するとともに、夏季はグリーンカーテン(緑のカーテン)の設置も推進する。 ・ 換気扇の適正な利用について周知を行う。
事務用機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用機器については、待機中も電力を消費するため主電源は切り、節電待機モード機能付電気機器は、こまめに切換えを行う。 ・ パソコンのディスプレイ輝度の適切な設定を行う。
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷物の搬出入等以外はエレベーターを利用しない。
事務機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA機器を適正に使用する。 ・ 使用しない時間帯における電源を遮断する。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走行ルート合理化、相乗りなど、効率的使用に努める。 ・ エコドライブを心がけ、空ふかし、不要なアイドリングを防止する。 ・ 近距離の移動は自転車又は徒歩で出かけ、自動車の使用を控える。 ・ 日常的な車両点検や運転日報の記入を徹底する。
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時退庁日の実施を徹底する。 ・ 勤務状況を把握し、時間外勤務の削減に努める。
エコライフDAYの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「エコライフDAYチェックシート」を活用した省エネルギー活動を推進する。
COOL CHOICEの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の模範となるような取組を積極的に実施し、COOL CHOICE(クールチョイス)の普及啓発及び推進に努める。

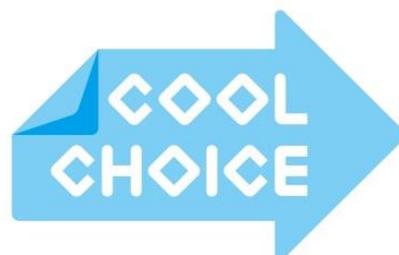
【省資源行動に関する取組】

項目	取組内容
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の調達に当たっては、「草加市グリーン購入に関する指針」を踏まえた発注を徹底する。
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、両面コピー、集約印刷等により、必要最小限の用紙の使用を徹底する。 ・内部資料の作成(コピー、プリントアウト)については、ミスコピー用紙の裏面使用を徹底する。 ・庁内情報システム(各課連絡・メール等)を利用し、パソコン画面で確認できるものは印刷せず、ペーパーレス化に努める。 ・分別収集ボックスの配置等によって紙類の分別収集を徹底する。 ・印刷物を発注する際は、使用する用紙、インキ、表面加工、印刷物への表示など環境に配慮した仕様とし、印刷業者への指示を徹底させる。
水道	<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努める。 ・張り紙等により、節水に向けた啓発活動を実施する。
廃棄物・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・割り箸、紙コップ、レジ袋等の使用をやめ、マイ箸、マイカップ、マイバックの使用を徹底する。 ・可能な限り庁内でのプラスチック利用を抑えるように努める。 ・食べきりタイムなど、食品ロス削減に努める。 ・資源物の分別排出を徹底する。 ・使用済みの封筒などは再使用に努める。

■コラム：COOL CHOICE（クールチョイス）

「COOL CHOICE」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組であり、草加市も2017年からこの取組に賛同しています。

例えば、エコカーを買う、省エネ住宅にする、エコ家電やLED照明にするという製品の買い換えの「選択」、宅配便を1回で受け取る、公共交通機関を利用するというサービス利用の「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」などがあります。



未来の
ために、
いま選ぼう。



庁舎や施設の設備機器の更新の際に、エネルギー消費量の少ないものに交換することは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。また、設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも大きな効果を得ることができます。

庁舎・施設の管理職員は、以下の取組を推進することで、温室効果ガスの排出抑制に努めます。庁舎・施設で勤務している職員は、管理職員の取組に積極的に協力します。施設・庁舎の点検管理や清掃を委託している場合には、委託業者と協力して各種の取組を実施します。

【庁舎等の新築、更新に関する取組】

項目	取組内容
高効率機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房施設は、ヒートポンプ技術を活用した空調システムや蓄熱式空調システム等高効率機器採用に努める。 ・施設内の照明をLEDなど高効率タイプの機器に随時交換する。 ・低損失変圧器、蓄電システム、エネルギー管理システム等の導入を検討し、電力負荷の低減及び平準化に努める。 ・ハイブリッド車などの低公害車の導入に努める。
再生可能エネルギー設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の導入を検討し、エネルギー消費の抑制に努める。 ・通風や採光等、自然エネルギーの活用を努める。 ・雨水・再生水利用施設の導入に努める。
断熱性の高い施設建設推進	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁に断熱材を用いる外断熱など、高断熱化に努める。 ・窓の二重化、ペアガラス等による高气密、高断熱化に努める。
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化や壁面緑化、屋上緑化などに努める。
建設廃棄物の削減及び低公害化	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の発生抑制、適正処理、リサイクルを推進し、建設廃棄物の発生を抑制する。 ・工事の発注の際には、低騒音型機械を導入するなど工事車両の騒音・振動・粉塵等の公害の発生防止に努める。

【庁舎等の維持管理に関する取組】

項目	取組内容の例
電気使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房効果を高めるため、扉・窓等の開け放しをしない。 ・空調のフィルターや室外機の清掃をこまめに行う。 ・電力の供給事業者を変更する際は、電力排出係数の低い電力事業者の選択に努める。
水道使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いやトイレ用水等の水量を調整し、出水量を抑制する。 ・定期的な水漏れの点検を実施する。
設備等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な保守点検、部品交換による効率維持・向上を図る。



本市の事業として、公共工事（道路・河川・まちづくり等）の比重が高くなっています。また、公共工事は、一般事務と比べて環境に及ぼす影響が大きく、広い範囲や分野にわたって影響を及ぼす可能性があります。

このため、公共工事での環境配慮の取組を適切に行い、環境負荷の低減と温室効果ガスの削減に努めます。

【環境配慮型工事の施工に関する取組】

項目	取組内容の例
環境負荷の少ない公共工事の実施	・ 環境配慮型の工法の採用に努める。
	・ 再生材の使用に努める。
	・ 県産木材の率先使用に努める。
	・ 建設副産物のリサイクルに努める。
	・ 建設廃棄物の発生抑制、適正処理を実施する。
	・ 工事中の環境監視及び測定に関する報告を実施する。
敷地内及び周辺の自然環境の保全	・ 工事中の交通渋滞の緩和、安全対策の実施に努める。
	・ 既存緑地の保全に努める。
	・ 生物多様性に配慮した工事に努める。
	・ 敷地境界等への植栽の実施、緑化に努める。
	・ 自然的要素の多い空間の確保に努める。
	・ 既存の植生などの有効活用に努める。
・ 学校の校庭などの芝生化を検討する。	

環境管理事務局（環境課）（以下「事務局」といいます。）は、職員共通の取組を実践しつつ、次の取組も実施します。

①実行計画の推進

温室効果ガス削減の取組を形骸化させることなく、市全体・全庁的に実施していくためには、継続的な意識啓発と基礎的な情報提供が欠かせません。

事務局は、温室効果ガスの排出削減に向けて、省エネや節電、ごみ減量化など、職員が理解しやすい表現で取組の継続に向けたPRを行うとともに、職員向けの研修会の開催や、庁内掲示板の活用、庁舎内へのポスターの掲示など、様々な手段で職員への意識啓発を推進します。

また、事務局は、課・施設等でのエネルギー使用量やその他の取組の結果をとりまとめ、エコ計画の目標の実現に向けた施策・事業等を検討することにより、地球温暖化対策の更なる取組を推進していきます。

この他、事務局は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、措置や施策の実施状況（温室効果ガス排出量の削減状況）について、住民や事業者などにわかりやすい形で公表します。

②地球温暖化対策等の推進に関する支援措置の検討

事務局は、各課・施設など関係各所の取組状況に鑑み、温室効果ガス排出量の一層の削減を実現するための支援措置について検討します。

また、施設・設備の新設及び改修においては、市のファシリティマネジメント（施設・設備の整備・管理）部門及び指定管理者制度に係る委託業者に対して、高効率設備や再生可能エネルギーの導入などの要請を行うとともに、運用・維持管理が適正に行われるように取組の普及・啓発を行います。

③施設運用マニュアルの活用の促進

エネルギー関連の設備機器の適正使用のため、「施設運用マニュアル」の活用を促進します。施設運用マニュアルに基づき、施設の適正な運転管理を行います。

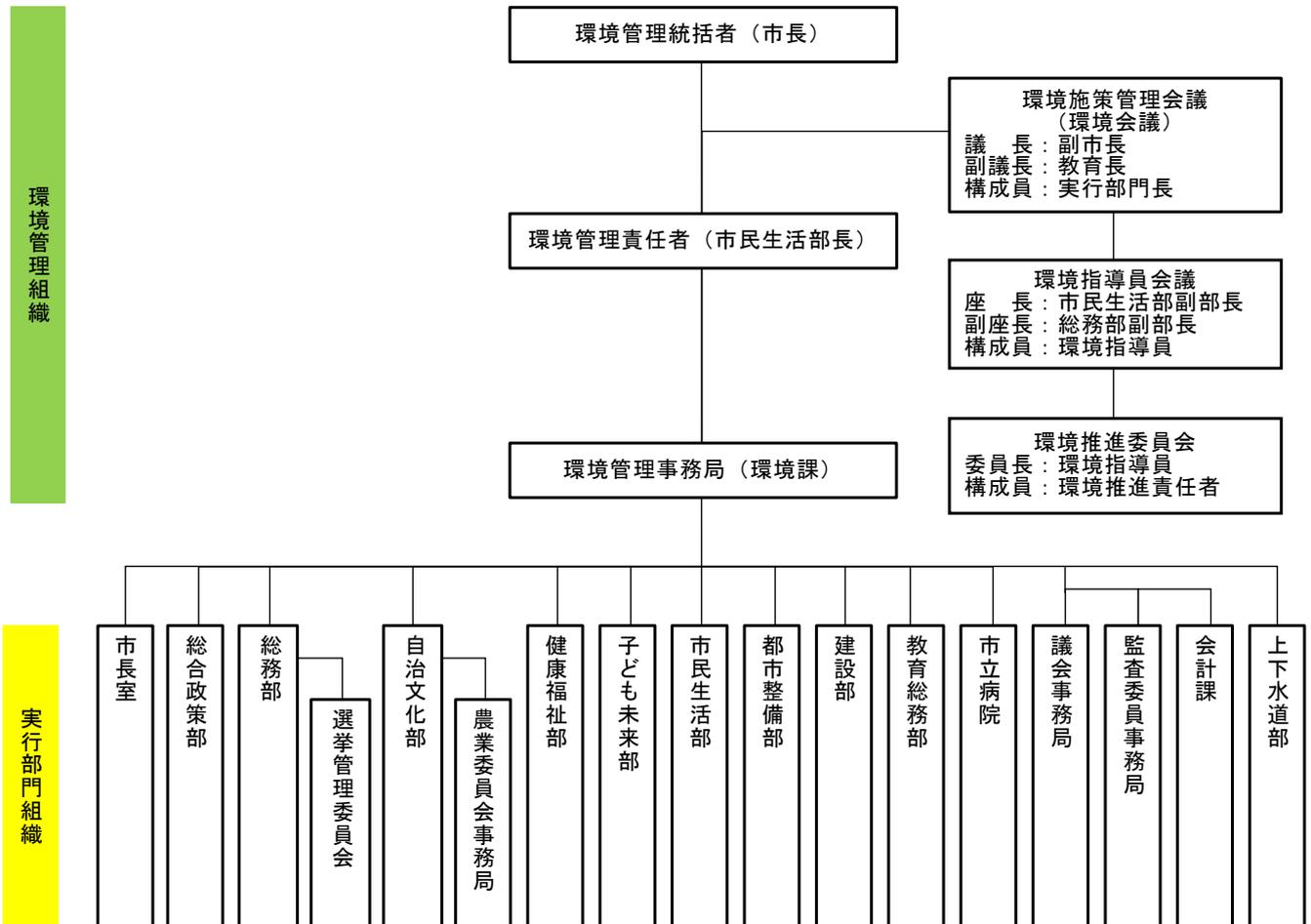
「施設運用マニュアル」とは、温対法、省エネ法に基づき、草加市の事務事業による温室効果ガスの排出量の削減とエネルギー使用量の削減・効率化のための取組を推進していくために、施設に導入されている設備ごとに運転方法・操作手順を定め、各設備が温室効果ガス削減・省エネのために効果的に運用していくためのマニュアルです。

第6章 計画の推進

1 推進体制

エコ計画は、「草加市環境マネジメントマニュアル」に基づき、進捗管理を行います。
また、「草加市環境マネジメント組織設置規定」で定める組織体制に基づき、計画の推進を図ります。

図表 12 環境マネジメント組織体制



実行部門長：各部長及び事務局長

環境推進責任者：所属長、施設長等

環境推進員：環境推進責任者が指名する物

※ただし、所属の実情に応じて、環境推進責任者が環境推進員を兼ねることができます。

※指定管理者、公社及び市設法人等は、とくに推進機構等の設置を求めませんが、エコ計画への協力を仕様書等に要請します。

図表 13 環境マネジメント組織の内容

1) 環境施策管理会議（環境会議）

- (1) 環境会議は、副市長、教育長、市長室長、総合政策部長、総務部長、自治文化部長、健康福祉部長、子ども未来部長、市民生活部長、都市整備部長、建設部長、教育総務部長、病院事務部長、議会事務局長、上下水道部長をもって組織する。
- (2) 環境会議の議長は、副市長、副議長は、教育長を充てる。
- (3) 環境会議は、エコ計画の推進及び進行管理に関する事務を所掌する。

2) 環境指導員会議

- (1) 環境指導員会議は、環境指導員をもって組織する。
- (2) 環境指導員会議の座長は、市民生活部副部長、副座長は、総務部副部長をもって充てる。
- (3) 環境指導員会議は、環境会議の方針を具体化し、環境指導員から受けた報告を半期毎に総括し、及び環境会議へ報告するものとする。

3) 環境指導員

- (1) 環境指導員は、各部局の副部長、次長等とする。
- (2) 環境指導員は、環境推進責任者に対し必要な指導及び助言をし、エコ計画を推進及び管理する。
- (3) 環境指導員は、環境推進委員会から受けた報告を環境指導員会議へ半期毎に報告するものとする。

4) 環境推進委員会

- (1) 環境推進委員会は、環境推進責任者をもって組織する。
- (2) 委員長は、各部局の環境指導員を充てる。
- (3) 環境推進委員会は、各部局におけるエコ計画の実施状況を定期的にまとめ環境指導員へ報告する。

5) 環境推進責任者

- (1) 各課等に環境推進責任者を置く。
- (2) 環境推進責任者は、課長等をもって充てる。
- (3) 環境推進責任者は、課及び施設等の職員を指導及び助言し、エコ計画を推進する。
- (4) 環境推進責任者は、所属におけるエコ計画の実施状況を各部局の環境推進委員会へ定期的に報告するものとする。

2

目標値の達成度評価・見直し

半期毎に目標値の達成度を評価し、達成度が良くない場合は、達成するための行動方針、取組等を見直しを実施します。

達成度の評価は、「第5章 温室効果ガス削減の取組」の実施状況及び燃料・エネルギーの使用による二酸化炭素の排出量等を基に行います。

3

計画の実施状況の公表

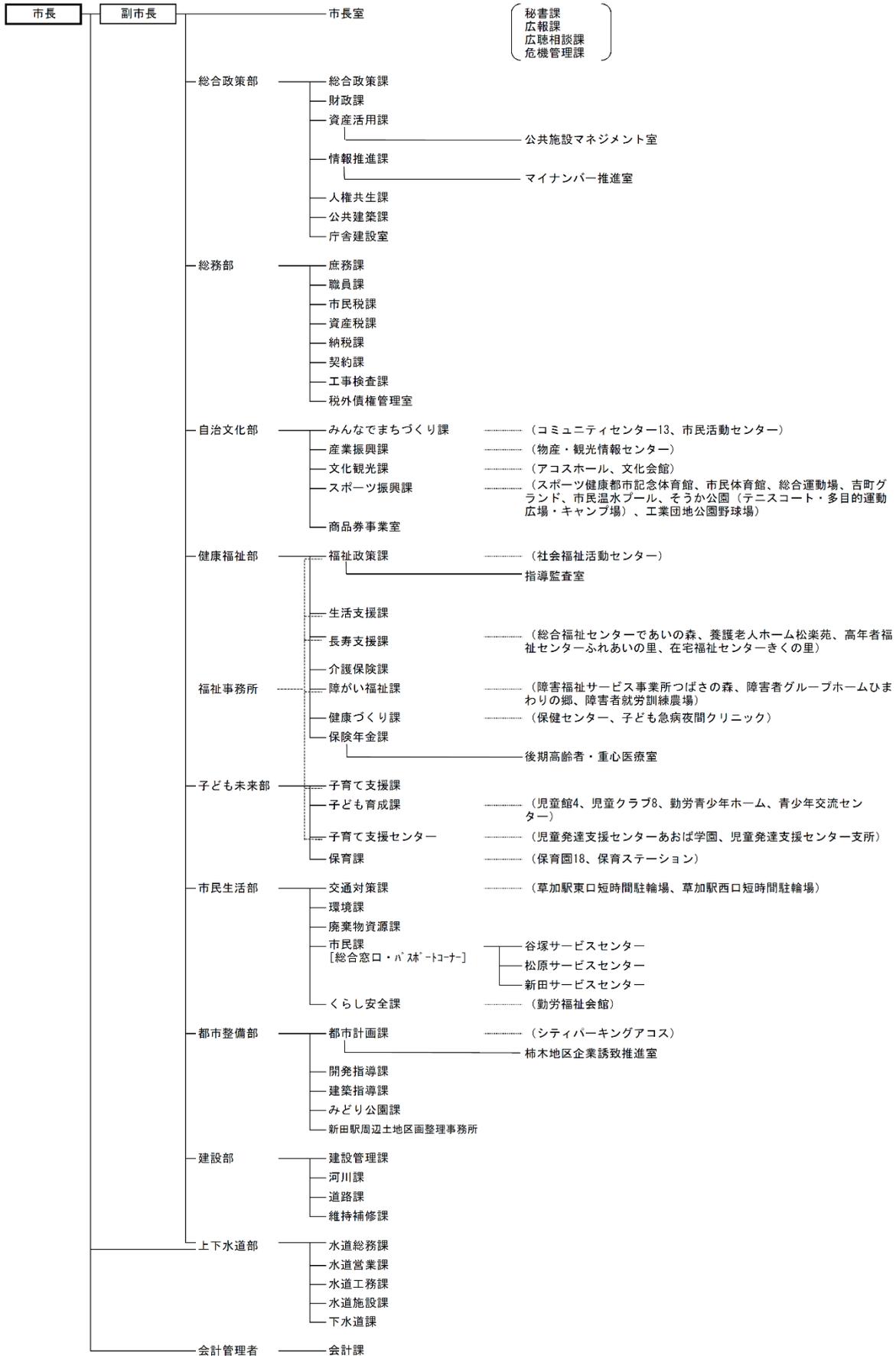
1) 職員への周知

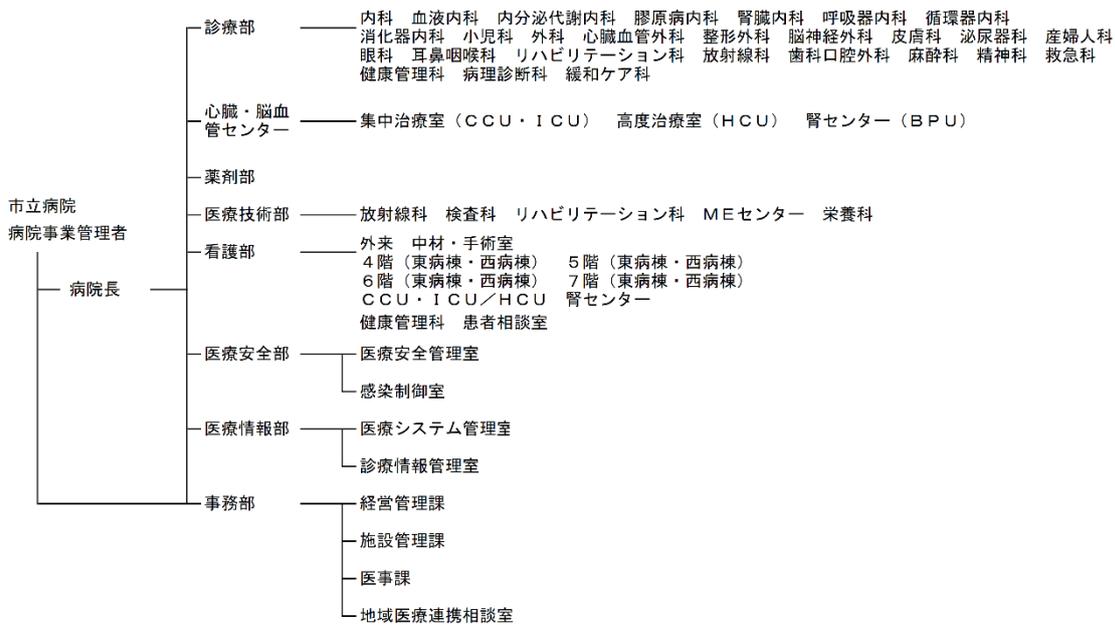
各職員の所属する課等における点検、評価、見直しにより、さらに効率的、効果的な環境にやさしい行動に向けた取組を進められるよう、計画の実施状況を全職員に周知します。

2) 市民への公表

計画の実施状況等を「広報そうか」「草加の環境」「市ホームページ」等により公表します。

巻末資料1 草加市行政組織図（令和元年10月1日現在）

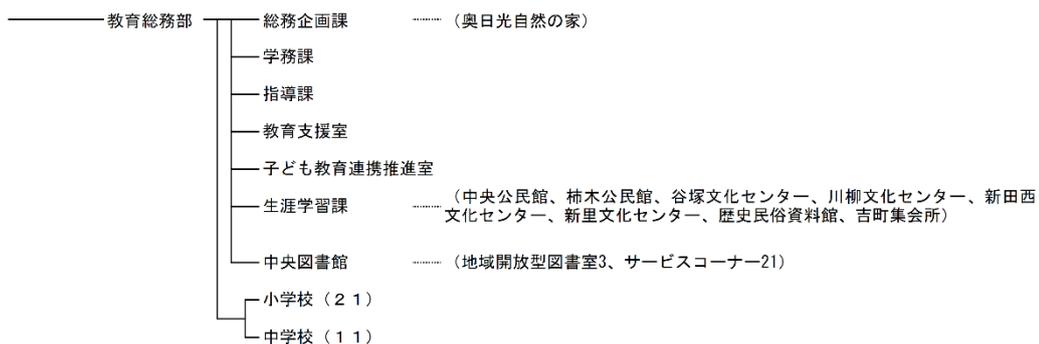




議会議務局

教育委員会

教育長
教育委員



選挙管理委員会

監査委員事務局

公平委員会（監査委員事務局内）

農業委員会事務局（産業振興課内）

固定資産評価審査委員会（庶務課内）

- 注1 実行計画の対象とする事務事業の範囲は、原則として地方自治法に定められた行政事務すべてとなります（指定管理施設やテナント事務所なども含みます）。
- 2 地方公共団体の事務事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等が実施するものも含めます。なお、当該地方自治体以外の団体・組合等が行っている事務事業に関しては、当該する団体等が個別に実行計画を策定することとなっています。
- 3 実行計画では、各地方公共団体の職員が直接実施する事務事業を対象としており、正規・会計年度任用職員・特別職非常勤職員を問わず、すべての職員が対象となります。

巻末資料2 事務事業編の対象とする範囲

※環境省 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0 より抜粋

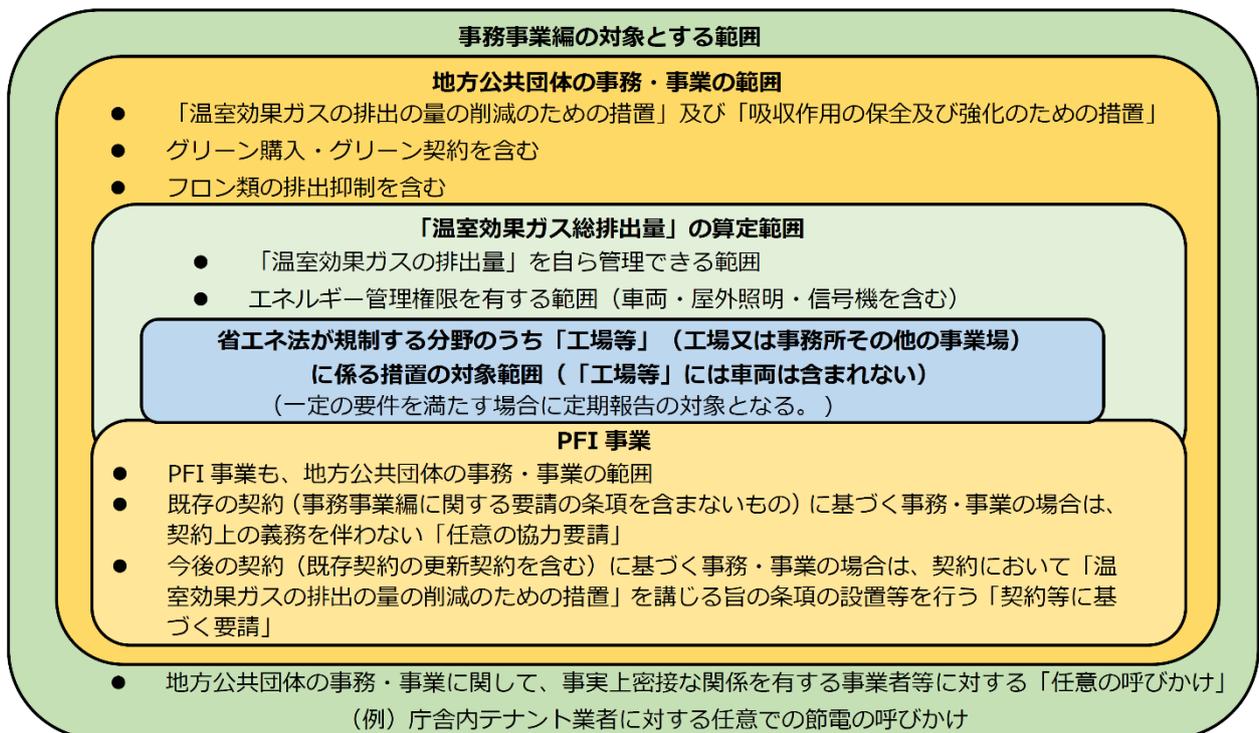
【基本的な考え方】

事務事業編は地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、地方公共団体の事務事業が対象となります。具体的な対象範囲として、国の地球温暖化対策計画では以下のように記されています。

- ・ 地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- ・ 外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。

事務事業編の対象とする範囲を図表資 1 に示します。省エネ法の対象となる工場又は事業所その他の事業場は事務事業編の対象範囲に含まれます。また、「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は事務事業編の対象とする範囲の一部です。

図表資 1 事務事業編の対象範囲及び関連制度の対象範囲との関係



【事務事業編の対象となる組織】

事務事業編は、「財産区を除く全ての地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合）」に策定義務があるため、それらの団体の内部組織全てが事務事業編の対象となります。

事務事業編の策定義務がある団体及びその代表的な内部組織を図表資2で整理しています。なお、事務事業が庁舎等での執務によるものに限られ、温室効果ガスの排出量が軽微な一部事務組合及び広域連合が、都道府県・市町村の施設に入居している場合は、入居している当該都道府県・市町村の事務事業編に含めることができます。

また、省エネ法におけるエネルギー管理を行う組織は、同一団体であってもその内部組織ごとに首長部局が管理を行う場合と首長部局以外の組織が管理を行う場合に分かれることがあります。

図表資2 事務事業編の策定義務がある組織と省エネ法におけるエネルギー管理を行う組織

組織に係る分類		事務事業編の対象範囲	省エネ法におけるエネルギー管理を行う組織 ^{※1}			
			首長部局	首長部局以外	備考	
都道府県、市町村及び特別区	首長部局		○	×	首長部局がエネルギー管理を行います。	
	議会		○		首長部局がエネルギー管理を行います。ただし、議場等の管理者が設置されている場合には、当該管理者がエネルギー管理を行います。	
	行政委員会	公安委員会 (警察組織)	○	×	○	都道府県警察本部がエネルギー管理を行います。
		教育委員会		×	○	教育委員会がエネルギー管理を行います。
		収用委員会		×	○	収用委員会がエネルギー管理を行います。
		その他委員会 ^{※2}		○	×	首長部局がエネルギー管理を行います。
	地方公営企業	水道事業 ^{※3}	○	○		地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公営企業がエネルギー管理を行います。管理者が設置されていない場合には、首長部局がエネルギー管理を行います。
		工業用水道事業 ^{※3}				
		軌道事業 ^{※3}				
		自動車運送事業 ^{※3}				
鉄道事業 ^{※3}						
電気事業 ^{※3}						
ガス事業 ^{※3}						
その他事業 ^{※4}						
組合・財産区	一部事務組合	○	×	○	各団体がエネルギー管理を行います。	
	広域連合	○	×	○		
	財産区	× ^{※6}	×	○		
その他	公共企業体 ^{※5}	地方住宅供給公社	× ^{※6}	×	○	各団体がエネルギー管理を行います。
		地方道路公社				
土地開発公社						
その他の地方公社						
地方公共団体が出資する法人	第三セクター企業	× ^{※6}	×	○		

○： 該当する ×： 該当しない

- ※1： 経済産業省資源エネルギー庁「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について」を参考に作成。
- ※2： 公安委員会、教育委員会、収用委員会を除く、行政委員会制度に規定する行政委員会（選挙管理委員会、人事委員会・公平委員会、監査委員、地方労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）。
- ※3： 地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業。
- ※4： 地方公営企業法第2条第1項に規定するものを除く、地方公営企業（船舶事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業、その他下水道事業、介護サービス事業、駐車場整備事業、有料道路事業、その他事業（有線放送等））。
- ※5： 公共企業体等労働関係法に定められた公共企業体（地方三公社）及び各種地方公社。
- ※6： 事務事業編の策定義務がないため事務事業編の対象外となりますが、関係する地方公共団体の事務事業編の対象範囲に含めることは妨げられません。

【事務事業編の対象となる施設・設備】

事務事業編の対象となる施設・設備は、基本的には地方公共団体（財産区を除く地方公共団体）が所有又は賃借している全ての施設・設備です。ただし、職員寮や公営住宅等、個人の生活に伴う部分は事務事業編の対象外とします。

ここでは、設置者と所有・賃借権者の関係性の観点から、事務事業編の対象となる施設・設備を図表資3で整理しています。

なお、「事務事業編の対象範囲」欄に○印が記されている施設・設備は、全て事務事業編の対象となります。ただし、温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法については、契約形態及び施設・設備の管理運営形態によって異なります。

図表資3 事務事業編の対象となる施設・設備

設置者	所有・賃借権者	施設・設備 ^{※1} の形態（例）	事務事業編の対象範囲	備考
地方公共団体	地方公共団体	・市庁舎や学校等の一般的な公共施設 ・都道府県施設に複合されている市町村施設等	○	・複数の地方公共団体によって設置されている施設の場合、それぞれが所有又は賃借している部分がそれぞれの事務事業編の対象となります。
	その他の団体	・公共施設内に入居している他の団体の事務所や民間テナント等	○	・事務事業編の対象となります。 ・「温室効果ガス総排出量」の算定範囲については、省エネ法における定期報告書でのエネルギーの使用量の算入範囲と一致させることが考えられます。 ^{※3}
		・PFIの事業方式の一種である「BOT方式」や「BOO方式」によって整備され、所有権がPFI事業者に帰属する公共施設	○ ^{※2}	
その他の団体	地方公共団体	・民間施設等に複合されている公共施設	○	・地方公共団体が所有又は賃借している部分のみ事務事業編の対象となります。
	その他の団体	・一般的な民間施設等	×	

○：該当する ×：該当しない

※1：屋外照明、ポンプ場、電気室等。

※2：原則としてPFI事業者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずることを要請し、「温室効果ガス総排出量」の算定対象にも含めますが、実務上施設・設備の管理運営が地方公共団体の統制下でないケースにおいては、「温室効果ガス総排出量」の算定対象、更には事務事業編の対象から外すことも妨げられません。

※3：省エネ法では、施設（テナントビル）の所有者（オーナー）は、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギーの使用量について算入する必要があり、テナントは、エネルギー管理権原の有無にかかわらず、テナント専用部にかかるエネルギーの使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、所有者（オーナー）がエネルギー管理権原を有する空調・照明など）を全て算入する必要があります。エネルギー管理権原を有しているとは、①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます（出典：経済産業省資源エネルギー庁（2010）「平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A」）。

【契約・管理運営形態に応じた温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法】

委託や指定管理、PFIのように、事務事業の執行及び施設・設備の管理運営の一部又は全てを外部の事業者等が担っている場合においては、地球温暖化対策計画にあるとおり、その受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請する必要があります。

なお、既に委託契約が締結されている場合は、業務報告へのフィードバックやモニタリング等を通じて「任意の協力要請」を行うとともに、今後新たに委託契約の締結又は現行契約の更新を行う場合には、委託仕様書、協定書、契約書等に温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずることを明記するなど、「契約等に基づく要請」を行う必要があります。

なお、委託等による事務事業のうち、地方公共団体が設置した施設・設備の管理運営を伴わないものについては、事務事業編の対象範囲に含め、受託者等に対し可能な限り温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請するものとしませんが、「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲に含める必要はありません。

図表資4 契約・管理運営形態に応じた温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法

契約・管理運営形態		温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法	備考
直営		自ら措置を講ずる	施設の所有権を持つ地方公共団体が自ら温室効果ガスの排出量削減等の措置を講じてください。
委託	地方自治法に基づく事務の委託	受託者に対して措置を講ずるよう要請する	地方自治法に基づく事務の委託では、委託者は当該事務の管理執行権限を失い、法令上の責任は受託者に帰属するため、当該事務の委託者である地方公共団体は、受託者である他の地方公共団体に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。
	民法に基づく業務委託	受託者に対して措置を講ずるよう要請する	地方公共団体が受託者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。 委託契約期間中の事務・事業については、業務報告へのフィードバック等を通じて「任意の協力要請」を行ってください。 今後新たに委託契約が締結又は更新される事務・事業については、委託仕様書や契約書等に温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する記載を行い、「契約等に基づく要請」を行ってください。
指定管理		指定管理者に対して措置を講ずるよう要請する	地方公共団体が指定管理者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。 指定管理期間中の施設については、指定管理者のモニタリング等を通じて「任意の協力要請」を行ってください。 今後新たに指定管理が開始（更新も含む）される施設については、募集要項や業務基準等に温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する記載を行い、「契約等に基づく要請」を行ってください。
PFI	BOT方式	PFI事業者に対して措置を講ずるよう要請する	地方公共団体がPFI事業者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。 事業期間中の施設については、事業のモニタリング等を通じて「任意の協力要請」を行ってください。 今後新たにPFI事業契約が締結又は更新される施設については、業務要求水準書や契約書等に温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する記載を行い、「契約等に基づく要請」を行ってください。 ただし、契約期間終了に伴い地方公共団体に所有権が移転された後は、地方公共団体が自ら温室効果ガスの排出量削減等の措置を講じてください。
	BTO方式		地方公共団体がPFI事業者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。 事業期間中の施設については、事業のモニタリング等を通じて「任意の協力要請」を行ってください。 今後新たにPFI事業契約が締結又は更新される施設については、業務要求水準書や契約書等に温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する記載を行い、「契約等に基づく要請」を行ってください。
	BOO方式		
	RO方式		
	コンセッション方式		
	DBO方式		
	DB方式		

巻末資料3 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

持続可能な開発目標	内容
目標1 貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 保健	あらゆる年齢の全ての人々の健康な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 教育	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5 ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6 水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7 エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8 経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9 インフラ、産業化、イノベーション	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10 不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11 持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱な（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12 持続可能な生産と消費	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 海洋資源	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15 陸上資源	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16 平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法のアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を確保する。
目標17 実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。